

通常国会に提出した社会保障・税一体改革 (年金関連)に関する法案等の状況について

社会保障・税一体改革（年金分野）の経緯

社会保障・税一体改革大綱 (2月17日閣議決定)

○「法案を提出する」または 「法案提出を検討する」と された事項

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・物価スライド特例分の解消
- ・低所得者等への年金加算
- ・高所得者の年金給付の見直し
- ・受給資格期間の短縮
- ・産休期間中の保険料負担免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大
- ・被用者年金の一元化

○「引き続き検討する」と された事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げの検討

国年法等改正法案(2月10日提出)

提出

- ・交付国債の発行による24年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

修正

継続審議中の法案

国年法等改正法案(7月31日案中修正)

- ・年金特例公債(つなぎ国債)による24・25年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

年金生活者給付金法案(7月31日提出)

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付

年金機能強化法案(3月30日提出)

提出

- ・低所得者等への年金額の加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・交付国債の償還
- ・消費税収による基礎年金国庫負担2分の1の恒久化(平成26年度～)
- ・受給資格期間の短縮(25年→10年)
- ・産休期間中の社会保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者に対する厚生年金適用拡大

代替措置

削除

一部修正

年金機能強化法成立(8月10日)

被用者年金一元化法成立(8月10日)

○ 年金機能強化法附則に記載の検討事項

- ・高所得者による老齢基礎年金の支給停止
- ・国民年金の第1号被保険者に対する出産前6週間及び出産後8週間に係る国民年金の納付義務の免除

○ 一体改革大綱記載の検討事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げの検討

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律

※「年金機能強化法」(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第62号)

<主要項目>

- (1) 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるという観点から、受給資格期間の短縮を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行)
- (2) 基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度(平成16年改正法で「別に法律で定める年度」と規定)を平成26年度と定める。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (3) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。(平成28年10月から施行)(※)
- (4) 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。(2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行)
- (5) 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (6) 低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずる。高所得者の年金額調整、国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置について検討する。(※)

注) (1)、(2)、(5)については、税制抜本改革により得られる税収(消費税込)を充てる。

(※)は、衆議院の修正・追加のあった項目。原案にあった、低所得者の年金額の加算、高所得者の年金額の調整、交付国債償還に関する規定は削除された。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

※「被用者年金一元化法」(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第63号)

<主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。
ただし、一定の配慮措置を講じる。

<施行日>

- (1)～(5)：平成27年10月
- (6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減：公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案中修正について

※「国年法等改正法案」(平成24年2月10日提出、7月31日閣議決定による修正)

<修正のポイント>

- 平成24年度の基礎年金国庫負担の財源を「交付国債」から「年金特例公債（つなぎ国債）」に変更
- 基礎年金国庫負担を2分の1とする年度を「平成24年度」から「平成24年度及び25年度」に変更

1. 修正後の法案の概要

※ 下線部は修正箇所

(1) 基礎年金国庫負担2分の1関係

- ① 平成24年度及び25年度について、国庫は、消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債（つなぎ国債）により、基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担する。
- ② 平成24年度及び25年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算する。

※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。(20年度:3分の1 21年度～23年度:2分の1)

(2) 特例水準の解消関係

- ① 世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準（2.5%）について、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。
※ 現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準（本来水準）よりも、2.5%高い水準（特例水準）となっている。
- ② これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準（1.7%）についても、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成17年法律第9号）の一部改正

2. 施行期日

- | | | |
|--------------------|---|---|
| (1) 基礎年金国庫負担2分の1関係 | : | <u>公布日又は特例公債法の『年金特例公債の発行規定』の施行日のいずれか遅い日</u> |
| (2) 特例水準の解消関係 | : | 平成24年10月1日（遡及適用はできないため要修正） |

年金生活者支援給付金の支給に関する法律案

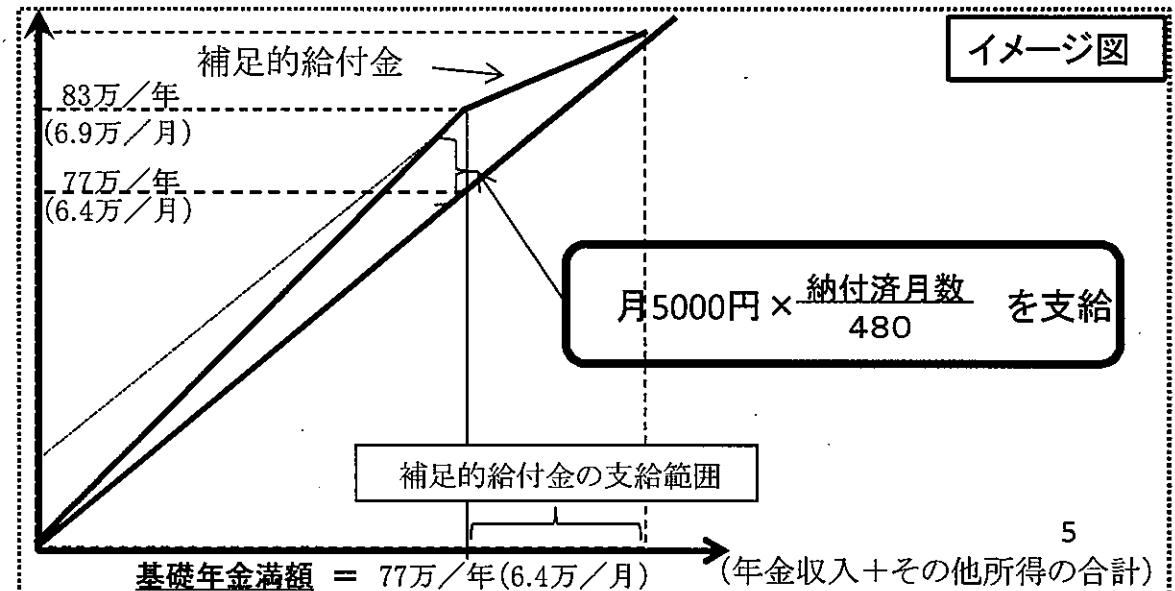
※「年金生活者支援給付金法案」(平成24年7月31日提出)

1. 法案の概要

- 所得の額が一定の基準(※)を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎)を支給する。→ 対象者：約500万人
 - ①基準額(月額5千円)に納付済期間(月数)/480を乗じて得た額の給付
 - ②免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付
- (※) 住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入+その他の所得の合計額が老齢基礎年金満額(平成27年度で77万円)以下であること(政令事項)
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的な老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間を基礎)を支給する。
→ 対象者：約100万人
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。(支給額：月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円))
→ 対象者：約190万人
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

2. 施行期日：平成27年10月1日

社会保障の安定財源等を図る税制の抜本改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。



今後の公的年金制度改革について

民主・自民・公明三党「確認書」(平成24年6月15日)(抄)

今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議する。

社会保障制度改革推進法(平成24年8月10日成立)(抄)

(公的年金制度)

第5条 政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 一 今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。
- 二 年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入を行うこと。

(社会保障制度改革国民会議の設置)

第9条 平成24年2月17日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、第2条の基本的な考え方にのっとり、かつ、前章に定める基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議(以下「国民会議」という。)を置く。